

相続税の生前対策のポイント

～遺言書の必要性～

その5

シリーズで、相続税の生前対策のポイントについて解説しています。今回は、遺言書の必要性について、解説します。

遺言書の必要性については、いろんな点から残すことが望ましいとする見解が大半です。特に、会社オーナーの場合、遺言書を残していなかったために、自社株が後継予定者に承継できなくなることも考えられます。

以下のA社の場合で確認してみます。

【A社の概要】

- ① 発行済株式総数 1,000 株（普通株式 1 株 1 個の議決権）
- ② 株主 甲 660 株、長男 340 株

この場合、遺産分割協議が紛糾し甲が残した株式が未分割のときは、その株式は準共有状態にあるので、株主総会における議決権の行使に支障があるので、A社株式を長男に相続させる旨の遺言書を残しておくことが必須の対策となります。

A社の発行済株式数が1,000株（株主は、被相続人である甲が660株、後継予定者の長男が340株）で、甲が自社株を長男へ相続させる旨の遺言書を残していない場合、甲の相続人が長男・二男及び長女の3人のときには、被相続人甲が考える後継者（長男）以外の者が経営権を握ることになるかもしれません。

これは、準共有状態にある株式660株の議決権の行使について、相続人の3人がそれぞれ1/3ずつ持分を有していることから、準共有状態にあるA社株式660株についてこの3人のうち2人が合意すれば、過半数をもって議決権を行使する者を選任することができます（平成9年1月28日、平成27年2月19日：最高裁判決）。

そのため、二男及び長女が合意してA社株式の議決権を行使する者を二男と定め、A社に通知すれば、二男が660株の議決権を行使することができます。

その結果、長男が有する議決権数を上回ることになり、二男又は長女が会社の経営権を握ることができます。

また、「会社法106条ただし書きは、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として権利行使を認めたものと解するのが相当であるところ、準共有者間において準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一も図られていない場合には、会社の同意があっても、準共有者の1名が代理人によって準共有株式について議決権の行使をすることはできず、準共有株式による議決権の行使は不適法と解すべきである。」（平成24年11月28日：東京高裁判決要旨）とする判決の上告審（平成27年2月19日：最高裁判決）においてもその判断が支持されています。